

まちづくりの

道しるべ



秋田市総合都市計画 秋田市国土利用計画

策定中!



さまざまな課題に対応し、地域それぞれの特徴を生かしながら、かつ旧3市町が一体となった都市構造の形成を進めていく必要があります。

※都市計画区域：都市計画の基本理念である健康で文化的な生活と機能的な活動の確保を目的とした都市計画法およびそのほかの法令の規制を受けるべき土地の範囲。

都市と農村が共生する コンパクトなまちに

— 国土利用計画

国土利用計画は国土利用計画法に基づいたもので、市の土地利用に関するさまざまな計画の基本となります。現在、土地利用を取り巻くさまざまな課題を整理しながら見直し作業を進めています。総合都市計画の上位計画にあたり、関連が深いことから、両計画の整合性をより高めるため、同時に一体的に策定します。



まちづくりの指針「総合都市計画」、そして土地利用の指針「国土利用計画」。いずれも基本理念を「暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市」として設定し、現在、新しい計画を同時に一体的に策定しています。

市内7地域のあるべき姿。

課題と未来を見据えて

— 総合都市計画

総合都市計画は都市計画法に基づいて定めるもので、おおむね10年に一度見直しを行っています。現行の

第5次計画は平成13年に策定。現在、新しい計画となる第6次計画を来春の施行に向け策定中です。市内7地域のあるべき都市像を示すとともに、地域別の課題に応じた整備方針のもと、日々の生活や経済活動を支えるさまざまな施設・土地利用の計画などをきめ細かく、かつ総合的に定める予定です。

新しい計画は、現在市が抱えているさまざまな課題に対応したものでなければなりません。

減少を続ける秋田市の人口。6次計画の目標年次としている平成42年の人口は27万を下回ると見込んでいます。人口減少、高齢社会、さらに

は地球温暖化や自然災害への対策、公共交通のサービス向上、自然や文化の継承なども視野に入れて考えていく必要があります。

課題の1つに「規制の強さが違う2つの都市計画区域(※)の存在」があります。平成17年の市町合併により「秋田都市計画区域」と「河辺都市計画区域」の2つの都市計画の区域が同時に存在することになりました。河辺都市計画区域では市街化区域と市街化調整区域が定められていないことから、同じ秋田市であるにもかかわらず土地利用のルールが異なることになり、「コンパクトでまとまりがあるまちづくり」を進めていくことが困難になっています。

新しい計画では、市民、企業、NPO法人など多様な主体との協働のもとで、暮らしの質の維持・向上、産業の維持・育成、自然環境の保全・活用をはかりながら、それぞれの機能が調和した「持続可能な都市」

の機能が調和した「持続可能な都市」



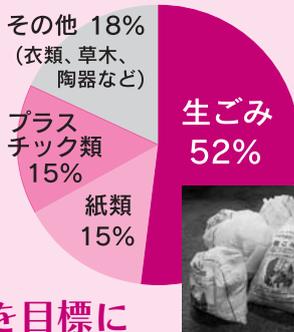
ごみ減量の 取り組みにご協力を

—— 環境都市推進課 ☎(866)2943

まだまだ減らせる！

秋田市の家庭ごみの内訳を見ると、水切りなどで減らすことができる「生ごみ」が52%と半分以上を占め、また、リサイクル可能な「資源化物」も13%含まれています。“こまめに水切り”“こまめに分別”に心がけることで、まだまだごみを減らすことができます。

家庭ごみの内訳 (平成21年・秋田市)

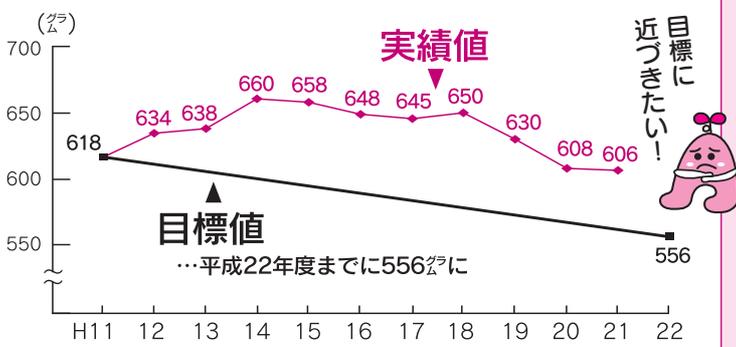


平成11年と比べ10%減を目標に

今から約10年前、平成11年度の市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は618kgでした。市では「平成22年度までに10%減らして556kgにする」という目標を定め、環境貯金箱作戦やごみ減量・分別井戸端会議など、さまざまな取り組みを行ってきました。しかし、平成21年度の排出量は606kgと2%しか減っておらず、目標達成は困難な状況です。

少しでも目標に近づけることができるよう、今後も説明会などをおして、ごみ減量の必要性をお伝えしていきますので、市民のみなさんのさらなるご協力をお願いします。

秋田市の家庭系ごみ排出量(1人1日当たり)



●ごみ有料化計画案に対する意見を公表

家庭系ごみ有料化の実施計画案について、住民説明会、パブリックコメント(意見募集)、市民100人会から1,198件の意見をいただきました。ありがとうございました。市では、よりきめ細かな住民説明・啓発を行い、ごみ減量に対する市民のみなさんのさらなる理解をいただくことが必要と考え、有料化に関する条例案の市議会への提出を見送りました。

今回いただいた意見と、意見に対する市の考え方は次の場所でご覧いただけます。

閲覧場所(閲覧期間:12月22日(水)▶1月24日(月))

市環境部(寺内蛭根三丁目)、市民相談室、土崎支所、西部市民サービスセンター、河辺・雄和市民センター、各公民館、各地域センター、各地区コミセンなど43か所

*市ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/>

暮らし・産業・自然の 調和した持続可能な都市に！



一つ森公園上空から日本海を望む

の形成に向けた土地利用の展開をめざします。

国土利用計画では5つの方針(①コンパクトな市街地形成②都市と農村の共生③暮らしの安全・快適性の確保④低炭素型都市の形成⑤河辺都市計画区域で新たに市街化区域と市街化調整区域を区分を設定します。その方針に添って、農用地、宅地などの地目ごとにあるべき面積の目標を示し、その目標を達成するための施策を定めます。地目ごとのおもな

視点は次のようになります。
農用地 生産性向上に向けた農地の集約・大規模化や耕作放棄地の活用
森林 土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの公益的機能の確保
水面・河川・水路 治水対策、水質保全(下水道施設などの計画的な整備)
道路 体系的な道路網整備、社会経済情勢や地域の実情に即した整備
宅地(住宅地・工業用地など) 拠点市街地への住宅の集約化、工業振興に必要な工業用地の確保

計画の素案にご意見を

2つの計画の素案に対するみなさんの意見を1月14日(金)まで募集しています。素案は都市計画課、土崎支所、西部市民サービスセンター、河辺・雄和市民センターなどでご覧いただけます。詳しくは広報あきた11月19日号5ページをご覧ください。都市計画課へお問い合わせください。

問い合わせ

都市計画課

☎(866)2152